

申 入 書

2019（令和元）年9月30日

〒321-2356

栃木県日光市矢野口144-3

Coconut Crusher

代表 安田 真知子 様

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山 口 益 弘

TEL/FAX028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴社が定めた「美人脳マーケティング 個人セッション/スクール」利用規約（以下、「本件規約」といいます。）には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2019（令和元）年10月31日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条

に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

記

第4条（契約解除）、第5条（返金）

第4条（契約解除）

当社及び申込者は、相手方が本契約に違反した場合に限り、本契約を解除することができるものとします。

第5条（返金）

2 本契約が解除された場合であっても、その解除が当社の債務不履行を理由とする場合を除き、申込者は、当社に対し、参加費の返金を求めることができないものとします。

1 申入れの趣旨

本件規約第4条を、申込者から無条件での中途解約ができることにするとともに、本件規約第5条第2項を、解約時期に応じた貴社に生ずべき平均的損害を超える部分の参加費を返金するように改訂することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 受講契約は、いわゆる準委任契約であって、受講生の意思が最大限尊重されるべき性質のものであり、民法上は当事者がいつでも契約を解除することができるとしており、相手方に不利な時期に解除した場合にはやむを得ない場合を除いて損害賠償をしなければならないとされているだけであります（民法651条、656条）。

ところが、本件規約第4条は、本契約に違反した場合に限って契約を解除できるとし、受講生からの中途解約権を制限しております。このように

受講生の意思に基づく自由な中途解約を認めないというのは、民法等適用による場合に比し「消費者の権利を制限」するものといえます。

また、準委任契約である受講契約も、受講者と講師相互に高度の信頼関係が成立していることを前提として効果が得られるものでありますが、提供されるセミナーの難易度が受講者の能力に適合していない場合や、提供されるセミナーの質・内容に受講者が疑問を有し信頼できない場合など、このような相互の信頼関係が成立するか否かは受講を開始してはじめてわかるものです。にもかかわらず、一旦受講が開始した以上、無条件の中途解約が認められないというのでは、「民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」ものといえます。

よって、受講生つまり申込者からの中途解約権を制限する本件規約第4条は消費者契約法10条により無効と考えられます。

- (2) また、消費者契約法9条1号は、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについては、当該平均的な損害を超える部分については無効としています。

本件規約第5条第2項は、本契約が解除された場合であっても、その解除が貴社の債務不履行を理由とする場合を除き参加費を一切返金しないとされており、これでは解約の時期を一切考慮することなく、受講生に受講料と同額の解約に伴う違約金等を課すものと同様であります。

よって、本件規約第5条第2項は、消費者契約法9条1号により、貴社に生ずべき平均的損害を超える部分について無効となり、プログラムの解

約時期に応じた貴社に生ずべき平均的損害を超える部分については参加費を返金すべきと考えられます。

第7条（容認事項）

第7条（容認事項）

2 容認事項に関して申し込み者に対して・損害・損失が生じた場合であっても、当社は、申込者に対し、損害の賠償その他の一切の責任を負わないものとします。

1 申入れの趣旨

本件規約第7条第2項を削除することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法8条1項1号は、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は、無効としています。

また、同項3号は、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は、無効としています。

(2) 本件規約第7条第2項は、容認事項に関して申し込み者に対して・損害・損失が生じた場合であっても、当社は、申込者に対し、損害の賠償その他の一切の責任を負わないものとします。すなわち、これでは、仮に容認事項に関して貴社に債務不履行や不法行為があったと評価できる場合でも、貴社は一切の責任を負わないこととなります。

よって、本件規約第7条第2項は、消費者契約法第8条1項1号及び3号に該当し、無効となりえるため、削除を求めます。

以上